

## 平成29年関川村議会12月(第7回)臨時会議会議録(第1号)

### ○議事日程

平成29年12月4日(月曜日) 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 54号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 55号 平成29年度関川村一般会計補正予算(第6号)
- 第 8 議案第 56号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 議案第 57号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第 58号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第 59号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第 60号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第 61号 平成29年度関川村水道事業会計補正予算(第1号)
- 第14 発委案第10号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 54号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 55号 平成29年度関川村一般会計補正予算(第6号)
- 第 8 議案第 56号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 第 9 議案第 57号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 58号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 59号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 60号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第 61号 平成29年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 発案第10号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤		仁	君	4番	加	藤	和	泰	君	
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君	
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君					
副	村	長	佐	藤	忠	良	君				
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君			
税	務	会	計	課	長	田	村	久	美	子	君
住	民	福	祉	課	長	中	束	正	子	君	
農	林	観	光	課	長	伊	藤		隆	君	
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君	
教	育	課	長	稲	家				誠	君	
総	務	課	参	事	野	本			誠	君	
住	民	福	祉	課	参	伊	藤	和	義	君	
農	林	観	光	課	参	板	越	昌	生	君	
教	育	課	参	事	安	久	昭	男		君	

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤 充 代  
主任 石山 洋 介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成29年関川村議会12月（第7回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、加藤和泰さん、5番、鈴木万寿夫さんを指名いたします。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員長から本臨時会議の会議日程及び議案の取り扱いについて報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本臨時会議の会議日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る11月28日、役場第2会議室において、平成29年12月（第7回）臨時会議の運営について、委員及び議会事務局職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。まず、本日の会議では会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、各議案の上程を行います。その後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。6日は午後3時から本会議を開催し、各委員長からの委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

議案第52号及び議案第53号は、条例の制定及び一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の常任委員会へ付託します。

議案第54号は、条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

議案第55号は、一般会計の補正予算案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、総務厚生委員会へ付託します。

議案第56号から議案第61号は、各特別会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

発委案第10号は、条例の一部改正案件です。提案者の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

以上で報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。2番。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤でございます。バイオマス発電事業に関する理事者からの説明に関してご質問いたします。

○議長（近 良平君） ちょっと待って、何だそれ。今こっちに質問しているんです。

○2番（伊藤敏哉君） 議運の委員長に聞いているんです。

○議長（近 良平君） 何かありますか。

○2番（伊藤敏哉君） いや、議会運営の中での今日の審議日程のことで。

○議長（近 良平君） 内容についての説明だったらいいけれども。じゃあやってみたら。

○2番（伊藤敏哉君） 11月9日の臨時会本会議におきまして、小澤議員の質問に答弁する形で平田村長から12月議会までにバイオマス事業の継続の可否について説明しますというご答弁がありましたし、その前段に私のほうからパワープラント社への3,000万円の貸し付けの融資が返済されていない件についての責任の所在を明確にさせていただきたいという質問いたしまして、それに対する回答といたしますか、説明を本日いただけるというふうに私ども思っておりました。

先日、議会運営委員長のほうに理事者側のほうから4日に説明する予定であったけれども、諸般の事情により6日にさせていただきたいとの連絡があったというふうに聞いております。ここで議運委員長にそのときの経過とその理由と何か理事者からお聞きであれば、本日そのことを傍聴に来られている方も大勢いらっしゃると思いますので、委員長のほうから知っている範囲でご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） ただいまの伊藤議員からの質問に対してお答えいたします。

先日、議会運営委員会の中での議案の中で今バイオマス発電についての理事者側からの報告というものは乗っておりませんでした。理事者側のほうから連絡がございまして、4日の日に別時間を設け、行政報告という形にしたかったのではあります。諸般の事情をもって6日の行政報告にしたいという旨の連絡は受けておりますが、内容のほうまでは、申しわけありません、確認はしてありませんが、火急なところであり、また重要なところであるので6日の日にさせてほしいという

お話でございました。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それで、本日説明をいただければ私初め、同僚議員からもいろいろと村長のお考えをお聞きする時間がとれると思っておりましたし、また、最終日の6日までの間に5日もございます。6日でございますと、先ほど議運委員長から3時開会ということでございましたので、今までの経過からいきますと、時間がない中で閉会ということになる可能性も十分ございます。それで、6日にご説明いただくのであれば、開会の時間を早めていただくなり、もしそのときに十分な質疑応答ができなければ改めてその話し合い、説明をお聞きし、我々が質疑応答させていただく時間を設けていただきたいということをお願いいたしたいと思いますが、その点、議長からお諮りいただけないでしょうか。

○議長（近 良平君） 暫時休憩します。

午前10時08分 休 憩

---

午前10時09分 再 開

○議長（近 良平君） 何時からどうのこうのするというのは、幾らでもそのときできるわけで、会期はずっとあるわけですから、そのときに不足であれば時間を延長することもできるし、次の日開会することもできるので、うちの場合は通年会期ですから、閉会はしないわけで、そのとき皆さんの話し合いの流れによってまた議運の意見を聞きながら、また延長は幾らでもできますから、それを今議決するとか、そういう必要はないと思うので、それでいいですか。

○2番（伊藤敏哉君） お話の中身はわかったんですが、当日は議会終了後、理事者側との懇親会もございますが、そういう日程も含めて、今、議長の言われたそういう時間を先送りしてもそのとき十分に審議をするということによろしいですか。それとも日にちを改めることも可能ですよということでしょうか。

○議長（近 良平君） どちらも可能でしょう。要するに話し合いのボリュームによって例えば1時間延長していけるなら1時間でいいし、もしそれでも足らなかつたらあしたもやりましょうということは幾らでもできますので、ここで閉会ということはあるから大丈夫だと思います。いいですか。

○2番（伊藤敏哉君） はい、わかりました。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 委員長ご苦労様でした。

---

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

関川村議会議員互助会規定に基づき、伝 信男議員へお見舞いをいたしましたので報告します。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第4、議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例  
の制定について

日程第5、議案第53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第4、議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委  
員の定数に関する条例の制定について及び日程第5、議案第53号 関川村特別職の職員で非常勤の  
ものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成29年関川村議会12月臨時会議をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には大変  
お忙しい中、ご出席をいただきまことにありがとうございました。本会議は例年の定例会にかわる  
ものでありまして、村長の選挙がありますためにこの時期をお願いしたものであります。

なお、今ほどお話にもありましたけれども、11月9日の臨時議会の行政報告で木質バイオマス事  
業につきまして、今後の方針を12月4日からの議会でご説明すると申し上げております。今、最新  
の情報を含めまして整理いたしまして、最終日の12月6日の本会議でご説明いたしたいと思ってお  
りますので、よろしく願いをいたします。

また、本臨時会議にご提案いたしますのは、条例の制定と改正の案件3件、補正予算案件7件、  
以上10件であります。追って上程の際に詳細にご説明申し上げますので、ご賛同くださいますよう  
お願いをいたします。

議案第52号 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について  
であります。

この条例は、農業委員会の制度改正によりまして、委員などに関し、新たに条例を制定すること  
になりました。詳細は農業委員会事務局長に説明をさせます。

また、議案第53号は、第52号に関連する報酬等に関する条例改正であります。この詳細は総務課  
長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） それでは、議案第52号 関川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

農業委員会法が改正されまして、昨年4月1日から執行されてございます。主な改正内容でございますけれども、農業委員はこれまで公選制でございましたけれども、議会の同意を得て村長が任命するということになりました。それと、新たに農地利用最適化推進委員を設けなさいということになってございまして、これは農業委員会が委嘱するということになってございます。両委員の選び方でございますけれども、推薦や公募を行って任命、委嘱していくということになります。この新法が昨年からおるのでございますけれども、村の農業委員会に適用になるのは現在の委員の任期が平成30年7月31日までとなくなってございますので、適用を受けるのは8月1日からということになります。それまでに新体制に向けての体制づくりを進めていくということになります。その一環としましてこの条例は両委員の定数をそれぞれ5名とさせていただきたいということで、それとあわせて旧条例を廃止するという内容になってございます。

資料といたしまして、別に制度改正のポイントという両面刷りの紙を1枚配付させていただいておりますので、後でござらんいただければと思います。ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第53号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

初めに、消防団員の報酬の欄のところでございますけれども、機能別消防団員、こちらのほうの制度の開始に伴いまして、機能別消防団員の年報酬を8,000円とするものでございます。

次に、今ほど説明ございましたとおり、農業委員会に関する法律の改正に伴いまして、農業委員と農地利用最適化推進委員、この両者につきまして報酬を改正するものでございます。

両者の報酬につきましては、月額報酬と農地の利用集積実績に応じた年額で上限のある加算分からなります。なお、農業委員会の月額報酬につきましては現状維持ということでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

初めに、議案第52号の質疑を許します。質疑はありますか。3番。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。お願いします。

新たに農地利用最適化推進委員というのが設けられ、その委員の委嘱が農業委員と同じ5名と

いうことではありますが、7月31日をもって、8月1日からというのは、農業推進委員も同じでよろしいんですね。（「産建委員」の声あり）ああ、そうかそうか、済みませんでした。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） 農業委員会の関連でお願いいたします。新しい条例で第2条で定数5人というご説明でした。それで、今現在は選挙の委員さん5名と各機関推薦の委員さん5名と、4名ですか、いらっしゃるわけですが、これは委員の選挙の委員が5名で総数は今までと変わらないのかというのが1点と、それから推進委員の定数も5人となっておりますが、関川村の場合、9地区のコミュニティーに分かれているわけですが、この5人とした場合の、あるいは農業委員さんとの兼ね合いもあるんでしょうけれども、地区割りのものは5人で充足できるのか、そのあたりをお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 定数の5人でございますけれども、もう一度お話をさせていただきますけれども、農業委員会が5人、農地最適化の委員が5人、それぞれ5人という考えでございます。選任の方法につきましては、公募、自薦・他薦問いませんけれども、公募を行いまして、村長が選任しまして、議会の同意を得て決めるという、こういう流れになってございます。現在、村内を5つに地区分けをしまして、地区営農委員会というのをつくっております。それで全村をカバーして、それぞれ委員さんを選んでいただきまして、地区で選んでいただいておりますけれども、そこで農業に対する地区ごとの計画を組んだり、貸し借り、農地集積等を進めているということで、基本ベースは5人がよろしいだろうという現農業委員会の意見をいただいて5人にしたということでございます。（「各種団体の推薦というのは」の声あり）推薦委員はなくなります。公募によります。それも推薦して誰かが推薦する枠もありますので、今までのように団体から推薦してくれという部分はなくなります。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。関連してもう一件お願いしたいんですけれども、今のご説明で農業委員は9名から5名になりますということですが、農業委員会は毎月ほぼ定例開催で農地の貸し借りですとか、売買ですとか、そういう案件についてご協議しているわけですが、そういう定例の会議等も5名で中心といいますか、運営していくことになるんでしょうか。その農業委員会における推進委員さんの役割というのは何か、今現在会議に出席というようなこともできるというような資料にも載っておりますけれども、その辺、今現在どのような構想というか、ありましたら教えてください。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 新たな農業委員さんと最適化の委員の違いというのは、端的に言い

まして、許認可事務の議決権が最適化委員にはないということでございます。であります、その会議には出席することはできて、ただ採決権がないということでございます。一番の違いはそういうところであって、意見も当然言えますし、地元での農業委員さんと最適化委員は協力しながら同じような内容をしていくのでありますけれども、大きな違いは採決権がないということ、ただ会議には出て意見は述べられるという内容になっております。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 私が聞きたかったこと今出てきたんですけれども、今説明あった推進委員の関係、総会、部会に出席して意見を述べるというのができますということなのでその議決権について今聞きたかったんですけれども、議決権はないということで、以上です。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第53号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号は、所管であります産業建設常任委員会へ、議案第53号は所管であります総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第6、議案第54号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第6、議案第54号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第54号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第54号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正でございまして、非常勤職員の育児休業について、特別な事情がある場合には例外的に現行「1歳6カ月に達するまで」となっておりますが、これを「2歳に達するまで」に休業できるよう改正するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 議案第54号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7、議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（近 良平君） 日程第7、議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第6号）についてであります。

私にとりまして最後の一般会計補正予算であります。財政調整基金の取り崩しの額を現在の時点でも可能な限り減額するなど内容をいたしております。詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第55号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,740万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ50億2,900万円とするものでございます。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。

12ページをお開きください。

2款1項4目13節の警備委託料、これにつきましては、新しい福祉センターが開業したことに伴いまして、古いほうの旧福祉センター、こちらのほうの維持に係る経費でございます。

14節の電話リース料、これにつきましては、契約の更新による使用料の増額分でございます。

7目19節生活交通確保対策運行費補助金は、バス会社との調整により減額するものでございます。

13ページをお開きください。

3項1目13節戸籍総合システム、ブックレス保守委託料、これにつきましては、村長、副村長の交代によるシステムの改修委託料でございます。

3款1項1目19節村戦死病没者名簿及び戦争体験記録集発行補助金、これにつきましては、遺族会に補助を行うものでございます。

23節は事業精査による返還金でございます。

28節の財政安定化支援事業操出金は国保会計のシステム改修への繰り出しと出産一時金操出金、こちらのほうの事業の精査による操出金でございます。

14ページをごらんください。

2目28節介護保険会計への操出金でございます。

4目13節心身障害者福祉対策費の電算関係委託料は、報酬改定、障害者自立支援給付支払等システムの改修委託費でございます。地域生活支援事業委託費につきましては、サービス利用者の増、使用料の増に伴う補正でございます。

20節心身障害者福祉対策費補装具給付費は、利用者の増に伴うものでございます。下の更生医療給付費は、更生医療受給していたものが生活保護受給となったため、これに伴います扶助費を計上したものでございます。なお、これにつきましては、国・県からの補助がございます。

23節は、事業精査によるものでございます。

15ページをごらんください。

13節の筆耕翻訳料、これにつきましては、保育園の卒園証書の筆耕料でございます。

19節の保育園通園費補助金は、通園児童の増加に伴う補正でございます。

4款1項2目23節は事業精査によるものでございます。

16ページをごらんください。

2項1目11節の印刷製本費、これにつきましては中型ごみ用の収集シール、こちらを追加印刷するための経費でございます。

5款1項5目19節の負担金は、女川地区新堀用水の県営ため池事業の事業費増に伴う負担金の増額分でございます。

17ページをごらんください。

2項2目19節の補助金は、菌床シイタケの浸水設備等導入の補助費で、関川村菌床シイタケ生産協議会に補助を行うものでございます。

7款2項2目18節除雪機械購入費の減額は、予算と実績の請け差により減額するものでございま

す。

18ページ、3項2目19節県営事業負担金、急傾斜地防止工事負担金、これにつきましては南赤谷で県が実施しております事業につきまして、工事費の追加がありまして、これに伴い村の負担金が増えたということでございます。

5項1目11節修繕料は、村営住宅の退去に伴う修繕料で、3カ所を予定してございます。

おはぐりいただきまして19ページ、3項2目19節県営事業、失礼しました、9款1項2目7節賃金、これは予算不足によるものでございます。

2項1目7節の賃金は、臨時職員の病気休暇に伴い、不用となった分を減額するものでございます。

13節委託料11万9,000円の減額、これにつきましては、JA事業として管理されることとなり、委託料が不用となったものでございます。

20ページをごらんください。

3項1目7節の賃金は、中学校の専門教科、音楽なんですけれども、こちらのほうの分を県で負担している臨時職員のそれ以外の部分と部活等の時間外勤務手当、これらを村のほうの臨時職員として負担するということでの補正でございます。

5項2目13節の委託料は、8月25日の大雨により水位が上昇し、スポーツ公園内の工作物の撤去水位に達したため、業者に用具等の撤去を委託した経費でございます。

次に、歳入につきまして説明いたします。

8ページをごらんください。

8款1項1目1節地方特例交付金、9款1項1目1節普通地方交付税は交付額の確定によるものでございます。

13款1項1目1節の障害者自立支援給付費等国庫負担金、自立支援医療費国庫負担金は増額によるものでございます。

9ページをお開きください。

2項2目1節地域支援事業は、心身障害者福祉対策事業に対する補助金でございます。

下の障害者総合支援事業の国庫補助金は、システム改修の補助金でございます。

14款1項2目1節自立支援医療費、これは県の負担金でございます。

2項2目地域生活支援事業、これにつきましても県の負担分でございます。

10ページをお開きください。

17款1項1目財政調整基金繰入金、これにつきましては、交付税等の確定によりまして調整をし、戻し入れを行うものでございます。

2項1目2節過年度繰出金精算繰入金は、精算による繰り入れでございます。

18款1項1目1節事業実施のために繰越金を計上したものでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

地方債補正につきましては、事業の見直しによる変更をするものでございます。また、廃止につきましては、老人憩いの家の施設改修事業につきましては、辺地対策事業債に該当ならなくなったことでの廃止、合併浄化槽整備事業、こちらのほうは改修事業がなかったことから廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

議案第55号について質疑を許します。質疑はありますか。3番。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。2つあるんですが、関連しているので続けての質問をお許してください。

最初に、16ページ、2項1目需用費のごみ処理対策費印刷製本費についてであります。そもそも論をまずお話をさせていただきたいんですけども、村の予算に関しては、関川村第6次総合計画ののっつてというところが基本にあると私は考えておりますが、この製本費につきまして、政策の大綱、第1節「住みよい暮らしのために」というところののっつているものと考えられて私はおるんですが、それでよろしかったでしょうか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 小澤議員さんからの質問にお答えします。お見込みのとおり「住みよい暮らしづくり」ということで、これは環境の関係になりますので、そのとおりだと思います。よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。戻っていただきまして、13ページにあります社会福祉総務費の中の負担金になるんですけども、5節になるんでしょうかね、村戦死病没者名簿及び戦争体験記録集発行補助金というのは、総合計画でいうとどちらに当たられるかをお聞かせください。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） この戦死病没者名簿の補助金につきましては、総合計画のほうには該当欄はございません。ただ、村の執行部のほうで精査した結果、これについては補助をしようということでこちらのほうに計上をさせていただいたものでございます。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。私が求めていた回答のとおりだと思います。予算

案をつくられるときにはやはり総合計画というのがベースになると私もそういうふうを考えてはおるんですが、それ以外のものも当然必要になってくるとは思いますので、今の答弁をお聞きしました。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。今、小澤議員の質問のところと同じなんですけれども、この戦没者体験記録集というのはどういう内容のあれですか。今までもこういうのを発行したことあるのかどうか。これは多分戦没者の団体の方がやっていることだと思うんですけれども、慰霊祭に参加してただ名簿だけ配付されて、記録集というのは今までなかったような感じなんですけれども、今回初めて発行するのかどうか。それ内容的にもしわかればどういう内容のやつを発行されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） それでは、今のご質問にお答えいたします。戦争が終わりまして72年を経過いたしました。我が国の平和を維持するために戦争体験を語り継ごうというのは、最近の新聞でもご承知だと思いますが、国の方針であります。語り部を育てて、戦争の悲惨さを次の世代にも伝えていくことというのを国を挙げて今取り組みを始めております。

この予算につきましては、関川村遺族会、関川村では日露戦争以来、太平洋戦争までに四百四、五十人の戦死者があります。それらに伴って戦争に実際に行ってきた皆さん、あるいは戦争に行かないけれども国内で大変な悲惨な目に合った、いわゆる銃後の生活、大変悲惨であると、こういったものは語り継ぐ必要があるということは遺族会でも再三議論をしてきております。そういった体験については、今から20年ぐらいになるのでしょうか。関川村の社会福祉協議会で一度出版しております。それから、戦死者の名簿については、2回ぐらい関川村遺族会で大変苦労しながら名簿を整理しております。それらをもとに実際に亡くなった日付ごとに村史の通史の中にどこで亡くなったか、あるいは名前、そしてその遺族は誰かということは村史の通史に全て入っておりますが、今一度これを見戻しまして、村民の皆さん、あるいは遺族の皆さん方にも戦死の状況を伝えていくことは今、遺族会の使命ではないかと、そういう議論が役員会の中に起きまして、今6人による編集委員を委員会を設けて既に四、五回議論を進めております。しかし、何分にも遺族会には予算がございません。それから戦死者があった家庭においても遺族会を脱退させてくれというのが相次いでおりました、代がかわるごとにそういうふうになっていくのを今遺族会では大変危機感を持っておりますので、現在進めておりますのは、村史の中の戦争の状況、それから新たな戦死者の名簿、中には戦死者の名簿にあっても実際生きていますよというものもあるんです。そういったことも整理しながら社会福祉協議会で発行した戦争体験の部分からも一部抜粋を了承を得て取り込みながら一冊にまとめようということを進めておるわけでありまして。こういった流れは国の流れに沿うもので

あるということで、村としても信用して出版をしてもらおうということで今回計上するものであります。以上であります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第 8、議案第56号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 9、議案第57号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第10、議案第58号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11、議案第59号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12、議案第60号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13、議案第61号 平成29年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第8、議案第56号 関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第61号 平成29年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第56号から議案第61号までは、平成29年度の関川村6つの特別会計の補正予算であります。詳細はそれぞれの所管の住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第56号から58号まで続けて説明させていただきます。

最初に、議案第56号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,160万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。

207ページをごらんください。

2款1項5目審査支払い手数料4万円、これは歳入歳出予算の調整額でございます。

その下の3項出産育児一時金、これは126万円、当初見込んでおりました人数よりも増えたことによりまして増額させていただきました。なお、予備も入れさせていただきました。

続きまして、歳入でございます。

前のページ、206ページをごらんください。

10款1項1目2節出産育児一時金繰入金、今ほど歳出で申し上げました1件42万円のうち、3分の2の28万円は一般会計から繰り入れることに国から認められておりますので、3人分の計上をさせていただきます。

3節財政安定化支援事業繰入金、国保財政安定化のため国に認められた繰り入れで、地方交付税に80%の金額が算定されております。県の通知額が予算額を超えましたので46万円を増額するものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第57号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計の補正予算（第1号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,530万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。

305ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費の補正でございますが、診療所の医師が有給休暇を2月から3月、40日間取得するという希望によりまして、その間の代替医師の賃金と旅費、お昼代の補正でございます。なお、旅費は概算で計上させていただきました。

次に、304ページの歳入をごらんください。

今の歳出に伴います基金繰入金290万円の増額でございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,910万円とするものでございます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

406ページをごらんください。

1款1項1目介護保険システム改修委託料192万7,000円、システム改修によりましての費用でございます。

2款1項1目給付費サービスの増でございますが、要支援1から2の方のサービス200万円、ケアプラン作成100万円でございます。急にこんなに増えたかというよりも、当初要支援の方は総合事業へ移行するという計画で若干落とした計上でしてございましたけれども、やはり実績ではその分やっぱり使っていらっしゃるということで補正をさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予防給付費サービス計画委託料、今ほどと同じに要支援のケアプランもそれに伴いまして実績に基づいて増加したというものでございます。

その下、6款1項1目28年度の精算額返還でございます。

次のページ、408ページ、6款2項1目、これは一般会計繰り出し、一般会計へ28年度の精算返還金でございます。

次に、歳入、404ページをごらんください。

歳出で申し上げました3款2項4目介護保険事業国庫補助金46万円でございますが、歳出でのシステム改修に対する補助金ですが、人口1万未満の自治体には46万円の基準というのがございまして、その金額でございます。

4款1項2目、これも過年度交付金59万5,000円は28年度の追加交付金実績でございます。

その下の7款1項2目事務費繰入金、歳出に伴います事務費繰入金でございます。

次の405ページをお願いいたします。

8款1項1目過年度精算で支払う分をここで計上させていただいております。2,527万8,000円。

9款2項4目雑入でございますが、当初見込みより介護予防サービス計画費収入100万円ふえておりますが、当初見込みより実績が増えたことによりますケアプラン作成収入でございます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、議案第59号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,510万円とするものでございます。

初めに、歳出のほうでございます。

905ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費の公課費の減額でございますが、消費税50万円の減額でございます。消費税の不用残を減額したものでございます。

続きまして、2款1項1目23節償還金利子及び割引料でございますが、事業債の償還金、地方債元金償還金480万円の増でございます。これにつきましては、地方債元金償還金のうち、当初予算で計上していなかった契約変更分が確定したための増でございます。

以上でございます。

次に、歳入でございます。

前のページ、904ページをお開きください。

6款1項1目繰越金、前年度の繰越金を430万円充当するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第60号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,390万円とするものでございます。

初めに、歳出をお願いします。

1005ページをお開きください。

歳出でございます。

2款1項1目23節償還金利子及び割引料でございます。地方債元金償還金90万円の増でございます。これにつきましても先ほどと同様、地方債の元金償還金のうち、当初予算で計上していなかった契約変更分を確定したための増でございます。

続きまして、歳入のほうをお願いいたします。

前のページでございます。

5款1項1目繰越金、この90万円を繰越金から計上するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第61号 平成29年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

初めに、資本的収支収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書、資本的収支額が資本的支出額に対し不足する額8,811万5,000円は、過年度の損益勘定留保資金8,811万5,000円で補填するものに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりといたします。

収入は、補正額ありませんので1,000円でございます。

支出のほうでございますが、資本的支出、建設改良費の400万円の増でございます。

資本的支出の総額8,811万6,000円でございます。

次の1103ページをお開きください。

資本的収入及び支出の説明でございます。

最初に支出のほうでございます。

資本的支出、建設改良費400万円の増でございます。この400万円につきましては、設計委託料400万円でございます。この事業は、温泉橋の添架している配水管が腐食のため、これを更生するための更生工事を行うための実施設計業務委託でございます。この内容につきましては、今の温泉橋に水道管、川北地区に供給している幹線でございます。建設が昭和50年度に敷設してございまして、40年以上たちまして老朽化が目立ってきました。今年に入りまして、2回ほど漏水がありまして、調査した結果、なかなか管の腐食が進んでおりますので、これを更生するために管の内部にホースライニングといいまして、内部に管をもう一度構築するという工事でございます。そのための

委託料でございます。

それと収入のほうでございますが、先ほどいいましたように、内部留保資金を充当したいと思っております。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 休憩します。11時10分まで。

午前10時58分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第56号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。質疑はありますか。小澤さん、3番。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。

議案第56号の歳出になります、207ページ。済みません、あらかじめ調査しておけば何のこともない数字をお聞きするの甚だ恐縮ではありますが、当初、出産一時金の見込み人数何人で見込んでいて、何人増加になったかの出産数のあたりをお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 当初5人見込んでおりまして、1人追加の予備2人と3名追加とさせていただきます。よろしいでしょうか。当初5人で。（「実際には6人」の声あり）そうです、はい。

○議長（近 良平君） ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)の質疑を許します。質疑はありますか。9番。

○9番(伝 信男君) この補正、305ページなんですけれども、代替医師賃金276万8,000円、これは代替医師となっていますけれども、診療所たびたび休診ということで広報で流されるんですね。やっぱり前にも誰かの質問にもあったとおり、今、診療所の医師の状況はどうなっているのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(中東正子君) 3月末で今の医師が定年退職になっております。条例どおりでございます。65歳です。それまでの間、今までも休暇、一般質問でも質疑いただきましたし、休暇願というのはご本人の権利ですので、それをこちらの村のほうでも違法ではありませんので、認めさせてもらって、今回のもやはり2月から3月まで40日間ずっと休みますと、ご本人の申し出ですので、これは本人の権利ということで、こちらでも認めましたという結果でございます。(「3月で間違いなく退職ということなんですか。それとも」の声あり) はい。条例どおり、医師は65歳までで定年退職ですので、それは決定しております。

○議長(近 良平君) 9番。

○9番(伝 信男君) 現在いらっしゃる先生はもう定年退職になっているわけですね。3月ということで、まずその後ですね。今までも診療所の医師で大分苦勞されているんですけども、その後の予定は今のところどうなっていますか。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(中東正子君) 今、公募させていただいております。調整中でございます。

○議長(近 良平君) いいですか。3番、小澤さん。

○3番(小澤 仁君) 同じ内容なんですけれども、2月から3月の40日間の有給休暇中の代替医師を今公募しているということなんでしょうか。それとも4月以降の医師も含めて公募、いわゆる2月から3月の間の医師もまだ確定していないですし、4月以降の医師も今見つかっていないという状況なんでしょうか。

○議長(近 良平君) 副村長。

○副村長(佐藤忠良君) 大変微妙な部分もあるんですが、今の状態から言えばそのとおりです。

課長から申し上げたのは、新年度からの医師、これは公募しております、今調整中であります。

それから、休暇についても1カ月以上も閉じておくわけにはいきませんので、なかなか医師の確保は難しい、目星はつけたんですが、その人が身をはめたりしておりますものですから、どういふふうを探すかというのはこれからの課題です。しかし、権利は権利ですので、認めざるを得ない、そういう中で今微妙な調整しておりますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 同じ質問なんです。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 同じような質問になりますけれども、なかなか代替医師見つけるの大変なんですけれども、その辺のめどは立っているのか。

あともう一つ、長期休暇といいますけれども、長期休暇の内容、もしわかったら教えられる範囲で教えていただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 状況については、いわゆる微妙ですので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

それから、長期休暇というのは、これは年次有給休暇、時効になる前までは権利でありますから、どのような理由かというのは聞かなくても休みたいと言えば与えなければならない。これは平田議員、私よりも詳しく知っていると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（近 良平君） 4番、加藤さん。

○4番（加藤和泰君） 4番、加藤です。重複する質問でありましたけれども、そうしますと、場合によっては2月から3月の間に関川の診療所、長期閉めなければならないという可能性もあるということでしょうか。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） そうはしたくないということで今努力しているところであります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤です。405ページをお願いします。

9款の諸収入の雑入ですけれども、先ほどご説明あったんですけれども、介護予防サービス計画費収入ということで、この収入は雑入で受けられておりますけれども、県の補助とかあるいは公的団体からの補助なのか、これ、そして406ページの1目の介護サービス等諸費のサービス計画給付費と連動するものだと思うんですけれども、どうして雑入なのかということをちょっとお聞きいたします。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） わかりました。歳入のほうは、これは国保連から入ってくるケアプラン収入でございます。事業所から包括支援センターに請求が来、包括支援センターから国保連に請求をやり、国保連からその費用が入ってくるということでございます。

それから、今ほどの406ページの歳出でございますが、予防の収入も増でございますが、こちらのほうもふえておりますけれども、一番最初にちょっと説明申し上げましたが、総合事業の事業へ移行させるという計画では避けておりましたけれども結論を言えば予防サービスは使っていっちゃったということでございます。やっぱり総合事業に希望どおりそっくりそちらに向くということは利用者のご希望もありますので、そのようになったということでございます。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 雑入で受けるのはこれは国保連からということですが、今までもこういう雑入で受けられていたのか。そういう公的な機関であれば別に項目があって、そこに受けるのが一般的じゃないかなと思ったものですからお聞きしたんですけれども、これは雑入で何ら問題ないということですか。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） そうですね。そうでございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会

付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成29年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許します。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。もう一回詳しい説明お願いしたいんですけれども、1102ページの資本的支出の建設改良費400万円、温泉橋の水道管老朽化してそれのための補修工事費という説明だったんですけれども、工事の内容もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけれども。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 再度説明させていただきます。

温泉橋の添架してあります水道管150ミリの鋼管でございます。内外面ライニングされていますけれども、先ほど言いましたように昭和50年に布設したものでございまして、40年以上経過しております。今年も2回ほど漏水がありまして、その管をカバーしてとめるという方法を行ったんですが、管が老朽化しておりまして、締めつけが不足で完全に止水ができない状態になっております。今までなぜできなかったかというのを説明したいと思いますけれども、県で橋梁塗装工事とかある際に一緒にやればよかったんですけれども、その当時の技術力では 仮配管した場合、仮設の足場プラス 仮配管の荷重ではもたないということで工事ができなかったわけなんです。最近になりまして、足場なしでパイプの中に、パイプを一応クリーニングしまして中に風船みたいにライニングを押し込んでライニングするという工法が確立されてきましたので、この工法だと足場なしで仮配管を地覆のところにやって工事ができるということで、そういった工事のための設計委託料でございます。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） この400万というのは、工事費ではなくて設計委託料なの。

○建設環境課長（高橋賢吉君） はい、そのとおりでございます。

○9番（伝 信男君） では工事費そのものはまだわからないんだ。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 概略は約5,000万円ぐらいを予定しております。

○9番（伝 信男君） 橋の部分だけでですか。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 橋の部分だけでございます。約300メートルでございます。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 104ページなんですけれども、キャッシュフロー計算書というのが載っております。それで、私たまたまそのキャッシュフローというのがどう足し算、引き算するんだかなと思ってちょっとそろばんをはじいてたまたまわかったというか、気づいたんですけれども、この1番の業務活動によるキャッシュフロー、小計のところ、66,957になってはいますけれども、66,959が正しい数字だと思いますのでご訂正いただきたいのと、キャッシュフロー計算書というのは、ご案内のとおりお金の動きをあらわすものでありまして、まず1番が業務活動で幾らお金を生んだかということだと思いますし、2番の投資活動というのは、何か設備投資して何ぼお金が減りましたというようなもの、それから3番で今度どこから資金を調達したというような位置づけになっております。この1、2、3を差し引きした数字が4番の資金減少額、あるいは資金増加額になるわけなんですけれども、ここに4番として56,197となっておりますが、私の計算ですと1から2を引いて3を足すとマイナスの17,485が正しい数字でないかなと、単純計算で思っております。それで、このプリントにある三角の56,197に数字をするためには、その前段に何か補正額というような文言を入れてその実際の金額はこういふことでちょっと減っていますという項目を入れてこの4番に到達させるべきだと認識しております。この4、5、6の足し算についてはこれであっておるんですけれども、もし私の認識違いかもしれませんが、もし閉会后にでもご担当にちょっと確認いただくような形にお願いしたいと思っておりますが、建設環境課長から一言お願いします。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） ありがとうございます。大変私のほうの不勉強で、今現在手持ちに資料ございませんので、担当と確認しまして、終了後説明したいと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14、発委案第10号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第14、発委案第10号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者、議会運営委員長、小澤 仁さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君） 発委案第10号 関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第109条第6項及び関川村会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

平成29年12月4日

提出者

関川村議会運営委員会委員長 小澤 仁

関川村議会議長 近 良平 様

次のページを開いていただきまして、関川村議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例で改正前、改正後を見比べていただきますと、改正後の最後の備考欄、「週の始まりは日曜日とする」という文言を加えさせていただきます。3月、6月、9月、12月会議の中で、第何週の何曜日という書き方にはなっているんですけども、例えば1日が日曜日の場合、第1週目は何日から何日なのかというのが日曜日が始まりのカレンダーもあり、月曜日が最初のカレンダーもあり、捉え方がまちまちになってしまうというところで、この注釈の「週の始まりは日曜日とする」という文言を加えさせていただくことによって認識が一致するというのでこの条例改正をさせていただくこととしました。

以上です。

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第10号を採決いたします。

この採決は規律によって行います。お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は12月6日午後3時から本会議を開きます。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午前11時33分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員